

第169期 定時株主総会
招集ご通知

開催情報

日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時
(受付開始は午前9時を予定しております。)

場所

静岡県袋井市高尾1129-1

袋井新産業会館キラット
2階 あきはホール

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

目次

招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	18
計算書類	28
監査報告	37
株主総会参考書類	44
第1号議案 剰余金の処分の件	44
第2号議案 定款一部変更の件	44
第3号議案 取締役1名選任の件	46
第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応 策のための新株予約権無償割当ての件	47

昨年と開催場所が異なります。ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

【新型コロナウイルス等の感染防止に関するお知らせ】

多くの株主の皆さまがお集まりになる株主総会は新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されますので、当社ではソーシャルディスタンス等を確保するなど感染防止に最大限努めたうえで開催させていただきます。そのため、ご準備できるお座席も例年より少なくなっており、満席となった場合にはご入場をお断りすることもございますので予めご了承ください。また、感染防止のため、ご出席の株主さまへのお土産、お飲み物の提供も取りやめさせていただきます。

株主の皆さまにおかれましては、自他の健康と安全、感染予防の観点から、ぜひ、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権の行使をしていただき、ご来場につきましては自粛していただきますようご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

(証券コード 5945)
2022年6月10日

株 主 各 位

静岡県袋井市浅羽3711番地
天 龍 製 鋸 株 式 会 社
取締役社長 大 石 高 彰

第169期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第169期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット）のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら44頁から60頁の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2頁から3頁の「議決権行使等についてのご案内」に従って、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県袋井市高尾1129-1
袋井新産業会館キラット 2階 あきはホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第169期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 第169期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

以 上

◎本株主総会招集通知に記載しております添付書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tenryu-saw.com>）に掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

株主総会ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

2022年6月28日(火)
午前10時

株主総会ご欠席の場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご送付ください。

2022年6月27日(月)
午後5時到着分まで



インターネットによる議決権行使

指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

2022年6月27日(月)
午後5時行使分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

(初投票)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・3・4号議案

- 賛成の場合 → 「賛」 に○印
- 反対の場合 → 「否」 に○印

※議決権行使書はイメージです。

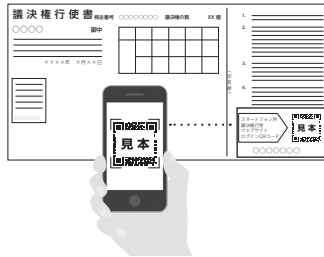
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

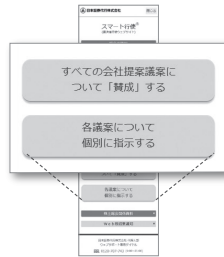
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

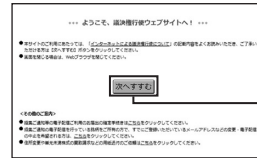
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

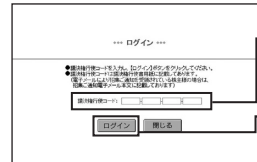
議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

【電話】 0120 (707) 743

受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では、インフレの進行や物流の混乱等があったものの、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展や大規模経済政策の効果により個人消費が増加し、景気の回復が進みました。欧州では、各国で経済活動の制限が段階的に緩和され、景気の回復傾向が維持されている一方、ウクライナ情勢を巡る地政学的リスクの増大により先行きは不透明な状況になっています。中国については、政府による強力なコロナ政策などにより景気回復のペースはやや減速傾向にあります。

わが国経済は、徐々に景気の持ち直しの動きが見られましたが、新たな変異株の出現、半導体をはじめとする各種部品の供給不足、原材料価格や輸送費の高騰などにより、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

このような状況下、当社グループにおきましては、原材料の確保等に努め、お客様への商品・サービスの安定供給を図ってまいりました。また、中期経営計画(2021年度～2023年度)に掲げた「効率的な生産体制の構築」、「新製品の開発および既存技術の向上」等の重点戦略を推し進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、国内外市場で受注が回復し総じて販売が好調に推移したことにより、14,390百万円（前期比30.6%増）となり、過去最高を更新しました。利益面では、原材料価格や輸送費の高騰によるコスト増の影響はありましたが、増収効果や海外工場での自動・省人化設備による生産効率向上効果により、営業利益は2,786百万円（前期比79.8%増）、経常利益は3,085百万円（前期比76.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,130百万円（前期比77.2%増）となりました。

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等の適用により、当連結会計年度の売上高並びに販売費及び一般管理費はそれぞれ68百万円減少しております。なお、営業利益に与える影響はありません。

(2) 対処すべき課題

今後の世界の景気見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症に対する各国の行動制限の緩和などにより回復傾向で推移すると推定されます。しかし、ウクライナ情勢によるエネルギー価格等の高騰や中国のゼロコロナ政策継続によるサプライチェーンの混乱などから、先行きは引き続き不透明感が強い状況になっています。わが国経済についても、原材料価格の高騰や為替変動の影響が懸念され、経営環境は予断を許さない状況が続くと見込まれます。

このような状況下、2022年度は中期経営計画(2021年度～2023年度)の中間年度となりますが、引き続き当社グループは国内外の生産拠点において、より効率的な生産体制を構築し、デジタル技術を活用した自動化の推進や生産能力の増強を図り、さらなる生産コストの削減、納期短縮及び品質の向上を目指してまいります。また、歩留まりの向上、省エネルギー及び鋸刃の長寿命化など環境に配慮した新製品の開発に努めてまいります。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、1,260百万円であり、その主な内容は、生産設備等の取得です。なお、設備投資の資金調達は、全額自己資金をもって充当しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第166期 (2019年3月期)	第167期 (2020年3月期)	第168期 (2021年3月期)	第169期 (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	11,858,811	12,072,560	11,018,056	14,390,242
営 業 利 益 (千円)	1,615,473	1,635,682	1,549,858	2,786,220
経 常 利 益 (千円)	1,857,156	1,734,290	1,752,973	3,085,863
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	1,370,725	1,163,223	1,202,666	2,130,533
1株当たり当期純利益 (円)	294.76	251.37	259.89	460.41
総 資 産 (千円)	28,332,509	28,312,159	30,783,923	33,620,189
純 資 産 (千円)	25,916,564	25,897,330	27,844,062	30,088,323
1株当たり純資産 (円)	5,600.45	5,596.36	6,017.05	6,502.13

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第166期 (2019年3月期)	第167期 (2020年3月期)	第168期 (2021年3月期)	第169期 (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	10,243,236	10,179,840	9,195,036	11,715,138
営 業 利 益 (千円)	780,754	638,477	390,715	1,001,000
経 常 利 益 (千円)	1,285,156	1,015,753	914,998	1,921,216
当 期 純 利 益 (千円)	1,033,637	786,399	702,051	1,425,380
1株当たり当期純利益 (円)	222.27	169.94	151.71	308.03
総 資 産 (千円)	25,726,544	25,112,312	27,099,994	27,905,379
純 資 産 (千円)	23,537,682	23,336,226	24,672,806	25,211,502
1株当たり純資産 (円)	5,086.39	5,042.91	5,331.74	5,448.24

(注) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
天 龍 製 鋸 (中 国) 有 限 公 司	1,000百万円	100%	チップソー等の製造加工・販売
TENRYU AMERICA, I N C .	4,500千USドル	100%	チップソー等の販売
TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.	388百万バーツ	100%	チップソー等の製造加工・販売
TENRYU EUROPE GMBH	360千ユーロ	100%	チップソー等の販売
天 龍 製 鋸 (大 連) 有 限 公 司	3,000百万円	100%	チップソー等の製造加工・販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

- ① 鋸・刃物類の製造、加工及び販売
- ② 製材・石材・鉄鋼・農業用等の機械器具の製造、加工及び販売

(7) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

① 当社

本 社 工 場：静岡県袋井市
東 京 支 店：千葉県習志野市
大 阪 支 店：大阪府東大阪市
秋 田 支 店：秋田県秋田市
北 陸 営 業 所：富山県富山市
大 牟 田 工 場：福岡県大牟田市

② 子会社

天 龍 製 鋸（中 国）有 限 公 司：中華人民共和国河北省廊坊市
TENRYU AMERICA, INC.：アメリカ合衆国ケンタッキー州ヘブロン市
TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.：タイ王国ラヨーン県プワックデー市
TENRYU EUROPE GMBH：ドイツ連邦共和国バーデン・ヴェルテンベルク州アーレン市
天 龍 製 鋸（大 連）有 限 公 司：中華人民共和国遼寧省大連市

(8) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団

事 業 部 門 等	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減 （名）
生 産	1,025	78
販 売	79	1
管 理	62	8
合 計	1,166	87

（注）上記従業員数には、出向者及びパートタイマーは含まれておりません。

② 当社

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
210	△6	39.7	16.2

（注）上記従業員数には、出向者及びパートタイマーは含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 22,295,268株
- ② 発行済株式の総数 4,627,456株（自己株式946,361株を除く）
- ③ 株主数 1,304名
- ④ 上位10名の株主の状況

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
天龍製鋸社員持株会	319	6.91
株式会社静岡銀行	227	4.92
遠鉄タクシー株式会社	199	4.30
鈴木寛善	104	2.25
高村博昭	93	2.01
鈴木良策	92	1.99
株式会社河合楽器製作所	90	1.94
皆川源	84	1.83
株式会社愛知銀行	78	1.71
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	77	1.68

- (注) 1. 当社は、自己株式946,361株を保有しておりますが、上記の上位10名の株主の状況から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役（2022年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
おお いし たか あき 大 石 高 彰	代 表 取 締 役 社 長		天龍製鋸（中国）有限公司董事長 天龍製鋸（大連）有限公司董事長 TENRYU EUROPE GMBH代表
は せ がわ せい いち 長谷川 清 一	専 務 取 締 役	開発技術担当	TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.代表
すず ぎ 木 よし のり 鈴 木 良 典	常 務 取 締 役	営業担当	TENRYU AMERICA, INC. プレジデント
すず ぎ たつ し 鈴 木 達 志	取 締 役	海外統括部長	
ほり うち とし はる 堀 内 敏 晴	取 締 役	経営管理部長	
すず ぎ まこと 鈴 木 真	取 締 役	生産部長	
り たく じん 李 澤 仁	取 締 役	中国担当	
すぎ やま あ き お 杉 山 明 喜 雄	取 締 役		杉山明喜雄公認会計士事務所所長 杉山明喜雄税理士事務所所長
え はら かず や 江 原 一 也	常 勤 監 査 役		
に わ とし ふみ 丹 羽 俊 文	監 査 役		丹羽俊文税理士事務所所長
おお ば しん いち 大 庭 晋 一	監 査 役		税理士法人すばるの代表社員

- (注) 1. 取締役杉山明喜雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役丹羽俊文氏及び監査役大庭晋一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役丹羽俊文氏及び監査役大庭晋一氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役杉山明喜雄氏及び監査役丹羽俊文氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員であります。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約は、現在のところ締結しておりません。

③ 補償契約の内容の概要等

取締役及び監査役との間で補償契約は、現在のところ締結しておりません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、会社法上の役員（取締役、監査役）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の役員報酬は役位別固定報酬と業績連動報酬から構成されております。その決定方法は、総額の限度額を株主総会の決議により決定したうえで、代表取締役社長大石高彰が取締役会から委任を受けて、限度額の範囲内で個別の報酬額を決定します。個別の報酬額については、役位別固定報酬は、報酬に関する内規に基づき、各取締役の役位や職責、執行の状況、従業員の給与水準等を総合的に勘案し決定しております。業績連動報酬は、当社が持続的成長を実現し、グループ全体での事業基盤を拡大するために前年度の連結営業利益額1,549百万円（実績）をベースに達成度を評価指数とし、配当、従業員の賞与水準、過去の支給実績などを総合的に勘案し、決定しております。

当社の役員報酬の限度額は平成3年6月27日開催の第138期定時株主総会において、取締役は年額180百万円以内、監査役は年額45百万円以内と決議されております。なお、第138期定時株主総会終結時点での取締役は8名、監査役は2名であります。

b. 報酬等の割合に関する方針

取締役報酬全体に占める固定報酬と業績連動報酬等の割合は、65:35を目安としております。

ｃ．報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の具体的な種類別の報酬割合及び報酬額については、限度額の範囲内において取締役会の決議により一任された代表取締役社長大石高彰が、その具体的な内容について委任を受けるものとします。

これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、総合的な視点から取締役の報酬額を決定できるとともに、機動的な報酬額の決定に資すると判断したためです。

□．当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	98,116 (2,877)	64,782 (2,877)	33,334 (一)	— (一)	8 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	19,386 (6,186)	19,386 (6,186)	— (一)	— (一)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	117,502 (9,063)	84,168 (9,063)	33,334 (一)	— (一)	11 (3)

(注) 上表のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額38,188千円を支払っております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社の関係

社外取締役杉山明喜雄氏、社外監査役丹羽俊文氏及び大庭晋一氏の兼職先とは、特別な関係はありません。

□．主な活動状況

社外取締役杉山明喜雄氏は、当事業年度に開催された取締役会には13回全てに出席し、公認会計士及び税理士として財務及び会計に精通しており、高い見識と幅広い経験のもと、経営に関する助言及び海外子会社を含むリスクの指摘並びに改善策の提案等を行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。

社外監査役丹羽俊文氏は、当事業年度に開催された取締役会には13回全て、また、監査役会には、14回全てに出席し、税理士として財務及び会計に精通しており、高い見識と豊富な経験のもと、客観的に当社の経営監視の独立性及び中立性を高める立場として、発言を行っております。

社外監査役大庭晋一氏は、当事業年度に開催された取締役会には13回全て、また、監査役会には、14回全てに出席し、税理士として財務及び会計に精通しており、専門的な見地から、客観的に当社の経営監視の独立性及び中立性を高める立場として、発言を行っております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 名称

ときわ監査法人

② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

26,513千円

ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭

26,513千円

その他の財産上の利益の合計額

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の法令違反、または会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の「業務の適正を確保するための体制」の概要は、下記のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び全従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、天龍製鋸グループの「企業行動規範」の周知徹底を通じ、コンプライアンス意識の向上を図る。

また、法令等に違反する行為などに関する内部通報への適切な仕組みを定めることにより、法令等違反行為の未然防止、早期発見及び是正を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関しては、取締役会議事録、内部統制資料、全管理職会議資料、稟議決裁書等を作成・保存し、文書取扱規程の定めに従い適切に管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻くリスクを特定したうえで、適切なリスク対応の検討と管理体制の整備を進める。

また、内部監査室にて業務に関するリスク情報を集約し、必要に応じ危機管理の対策を講じるとともに、全従業員への周知を図る体制の整備を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務権限、会議の付議基準を明確にするとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセスなど、会議の運用体制を整備する。

また毎月1回の、経営に関する重要な事項の審議・業務執行の状況等の報告を行う定例の取締役会及び必要に応じた随時の取締役会を開催し、意思決定の迅速化を図る。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

海外統括部が関係会社管理規程に基づき関係会社を管理し、経営等に関する資料並びに重要な情報の収集・整理を行う。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスクを特定したうえで、適切なリスク対応の検討と管理体制の整備を進める。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、担当部署の業務執行管理及び内部監査室の業務監査などを通じ、業務効率化の助言・指導を行う。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、天龍製鋸グループの「企業行動規範」の周知徹底を通じ、コンプライアンス意識の向上を図る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室に専任者を配置し、必要に応じ監査役会の職務を補助する。

また、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性及び指示の実効性の確保を図る。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人等からの監査役への報告又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、常時監査役に報告を行う。

ロ. 監査役は、取締役会に出席するほか、全管理職会議その他の重要な会議に出席し、職務執行状況などの重要な事項の報告を受けるとともに、重要な決議書類等の閲覧、財産状況等の調査を行うことができる体制とする。また、これらの会議及び会計監査人との意見交換などにおいて、監査結果とそれらの指導事項並びにその改善状況などの開示を行い、監査役監査の実効性の確保を図る。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとする。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用等の請求をした場合、当該請求が監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、外部専門機関との連携を強化しつつ、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき体制の構築と運用が確実に行われるよう努めるとともに、内部監査室による運用状況のモニタリングを実施し、不備・指摘事項などについては取締役及び監査役に直接報告の上、改善への取り組みを図っております。

また、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制も活用し、全社的な状況把握と業務の適正化に努めております。

4. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は企業価値の最大化を実現するため、海外への販売を強化するための取り組みを行っております。中国、北米、欧州、タイ、インド、メキシコ等へ事業展開を行っております。

世界中のお客様より信頼され期待される品質の維持・向上を目指しており、高性能鋸製造機械や表面処理用設備の導入などを行っております。今後も最新の鋸製造設備の導入や生産システムの構築に投資してまいります。

当社は、これらの取組みを基礎とし、鋸・刃物のパイオニアとして先進技術の開発を進めると同時に、生産拠点として国内に2ヶ所、中国に3ヶ所、タイに1ヶ所の合計6つの工場を有し、

顧客ニーズに対応する生産能力、国際競争力の強化を目指してまいります。また、海外市場に向けたエリア別・用途別・価格別・寸法別等に体系化された戦略的製品の開発を行い、営業力の強化に取り組んでまいります。

また、グループ会社間の連携による効率的な生産体制の構築、物流効率化による配送コスト削減、原材料の最適化などコスト低減と更なる経費節減に取り組み、安定した収益確保を目指してまいります。

当社はこれらに加えて、M&Aや業務・資本提携も視野に入れつつ、さらに企業価値を向上させる諸施策を実施してまいります。

さらに、当社は、継続的な企業価値の向上を実現していくためにコーポレート・ガバナンスを経営上の最重要事項の一つとして認識しており、強固なコーポレート・ガバナンスの構築により企業の効率性・透明性を充実させ、株主をはじめとするステークホルダーに対する公正な経営を目指し、独立性のある社外取締役を選任して透明性のある経営を実現するとともに、独立性のある社外監査役2名を含む監査役会が取締役の業務執行を監視し、経営監視機能を高めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の内容の概要

① 本プランの目的

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な所定の情報を提供するものとされ、また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買収者の買付等の内容に対する意見や代替案等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、買収者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買収である場合などで、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置として、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の

取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てるべきことを勧告します。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行います。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施等に関する株主の意思を確認することがあります。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、2019年6月27日開催の当社第166期事業年度に係る定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の国際的な競争力を強化するための取組み及びコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を完全に充足していること、当社第166期事業年度に係る定時株主総会において株主の皆様が承認を得ていること、一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思確認総会において株主意思を確認することとしていること、及び株主総会決議によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等株主意思を重視するものであること、独立性を有する社外取締役等のみによって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等の助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 当社は、2016年5月12日開催の当社取締役会及び同年6月28日開催の当社第163期事業年度に係る定時株主総会の決議に基づき更新した当社株式の大量取得行為に関する対応策の有効期間が2019年6月27日開催の当社第166期事業年度に係る定時株主総会終結の時までとされていたことから、2019年5月13日開催の当社取締役会及び2019年6月27日開催の当社第166期事業年度に係る定時株主総会の決議に基づき、旧プランを更新しております。上記は、更新後のプランの内容の概要並びに具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由を記載しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	18,429,262	流 動 負 債	2,331,871
現金及び預金	8,793,439	支払手形及び買掛金	715,639
受取手形	729,548	未払法人税等	491,674
売掛金	2,428,814	賞与引当金	289,956
有価証券	1,500,000	その他	834,601
商品及び製品	2,405,057	固 定 負 債	1,199,994
仕掛品	748,187	繰延税金負債	1,185,222
原材料及び貯蔵品	1,617,305	退職給付に係る負債	6,840
その他	303,713	長期未払金	6,250
貸倒引当金	△96,804	その他	1,681
固 定 資 産	15,190,927	負 債 合 計	3,531,866
有形固定資産	8,691,765	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	1,840,862	株 主 資 本	26,841,023
機械装置及び運搬具	3,637,424	資 本 金	581,335
土地	2,481,461	資 本 剰 余 金	552,747
建設仮勘定	592,920	利 益 剰 余 金	27,688,107
その他	139,095	自 己 株 式	△1,981,165
無 形 固 定 資 産	58,420	その他の包括利益累計額	3,247,299
投資その他の資産	6,440,741	その他有価証券評価差額金	1,542,378
投資有価証券	5,913,075	為替換算調整勘定	1,607,440
出資金	60,172	退職給付に係る調整累計額	97,480
長期前払費用	44,191	純 資 産 合 計	30,088,323
退職給付に係る資産	163,413	負 債 純 資 産 合 計	33,620,189
その他	285,338		
貸倒引当金	△25,450		
資 産 合 計	33,620,189		

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,390,242
売上原価		8,860,681
売上総利益		5,529,560
販売費及び一般管理費		2,743,340
営業利益		2,786,220
営業外収益		
受取利息	30,946	
受取配当金	107,853	
為替差益	100,023	
その他	75,027	313,850
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	11,596	
休業費用	1,866	
その他	745	14,208
経常利益		3,085,863
特別利益		
固定資産売却益	453	453
特別損失		
固定資産除却損	6,963	6,963
税金等調整前当期純利益		3,079,353
法人税、住民税及び事業税	923,190	
法人税等調整額	25,628	948,819
当期純利益		2,130,533
親会社株主に帰属する当期純利益		2,130,533

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	581,335	552,747	25,927,775	△1,980,958	25,080,899
当期変動額					
剰余金の配当			△370,202		△370,202
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,130,533		2,130,533
自己株式の取得				△206	△206
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,760,331	△206	1,760,124
当期末残高	581,335	552,747	27,688,107	△1,981,165	26,841,023

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当期首残高	2,058,653	586,629	117,879	2,763,163	27,844,062
当期変動額					
剰余金の配当					△370,202
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,130,533
自己株式の取得					△206
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△516,275	1,020,810	△20,399	484,136	484,136
当期変動額合計	△516,275	1,020,810	△20,399	484,136	2,244,260
当期末残高	1,542,378	1,607,440	97,480	3,247,299	30,088,323

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数……………5社

連結子会社の名称……………天龍製鋸（中国）有限公司
TENRYU AMERICA, INC.
TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.
TENRYU EUROPE GMBH
天龍製鋸（大連）有限公司

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称……………龍蓮工具（大連）有限公司
TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITED
TENRYU SAW DE MEXICO, S.A. DE C.V.

連結の範囲から除いた理由……非連結子会社3社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社（龍蓮工具（大連）有限公司、TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITED、TENRYU SAW DE MEXICO, S.A. DE C.V.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、いずれも12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製品・原材料・仕掛品……主に総平均法

商品……………主に移動平均法

貯蔵品……………主に最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………当社は定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

連結子会社は主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～47年

機械装置及び運搬具 4～10年

② 無形固定資産……………定額法によっております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの収益は、主に鋸・刃物類の製造等による販売であり、顧客との契約に基づき製品等を引き渡す履行義務を負っております。原則として顧客が製品等を受取した時点において、支配が顧客に移転して履行義務が充足されたとし収益を認識しております。ただし、国内においては出荷時から顧客の受取時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出入取引の場合には、貿易条件等に基づき、製品等を船積した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により発生の上連連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売手数料を売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の売上高並びに販売費及び一般管理費はそれぞれ68,384千円減少しております。なお、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において区分掲記しておりました「不動産賃貸料」（当連結会計年度は26,577千円）及び「助成金収入」（当連結会計年度は15,504千円）は重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 11,709,969千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 5,573,817株
- 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年6月25日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	370,202	80.00	2021年3月31日	2021年6月28日

- 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
2022年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 647,843千円
- ② 1株当たり配当額 140.00円
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品で運用しており、投機的な取引は行わない方針です。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、営業業務管理規程に沿った与信管理を通じ、リスクの低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は主に株式・社債であり、時価・信用格付等の把握を通じ、リスクの低減を図っております。支払手形及び買掛金は常時資金繰りを把握し、流動性リスクの管理をしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額887,560千円）は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 受 取 手 形	729,548	729,548	－
(2) 売 掛 金	2,428,814	2,428,814	－
(3) 有価証券及び投資有価証券 そ の 他 有 価 証 券	6,525,514	6,525,514	－
(4) 支 払 手 形 及 び 買 掛 金	(715,639)	(715,639)	－

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
株式	4,725,433	—	—	4,725,433
社債	—	200,180	—	200,180
その他	—	1,599,901	—	1,599,901

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	729,548	—	729,548
売掛金	—	2,428,814	—	2,428,814
支払手形及び買掛金	—	715,639	—	715,639

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債等は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	日本	中国	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	
鋸・刃物類	8,881,797	2,378,203	310,520	1,650,919	732,171	13,953,611
その他	281,812	69,162	43,899	24,657	5,717	425,248
顧客との契約から生じる収益	9,163,609	2,447,365	354,419	1,675,576	737,888	14,378,859
その他の収益	11,382	－	－	－	－	11,382
外部顧客への売上高	9,174,992	2,447,365	354,419	1,675,576	737,888	14,390,242

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4.会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 6,502円13銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 460円41銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,759,536	流 動 負 債	1,767,157
現金及び預金	3,701,142	支払手形	176,067
受取手形	720,238	買掛金	664,246
売掛金	2,515,501	未払費用	222,751
有価証券	1,500,000	未払法人税等	370,491
商品及び製品	1,364,518	賞与引当金	285,408
仕掛品	319,630	その他の負債	48,192
原材料及び貯蔵品	539,674	固 定 負 債	926,719
その他の	98,929	繰延税金負債	914,701
貸倒引当金	△97	退職給付引当金	4,087
固 定 資 産	17,145,843	その他の	7,931
有 形 固 定 資 産	5,169,485	負 債 合 計	2,693,877
建物	1,136,246	純 資 産 の 部	
構築物	140,392	株 主 資 本	23,669,123
機械及び装置	1,366,717	資本金	581,335
車両運搬具	800	資本剰余金	552,747
工具、器具及び備品	22,263	資本準備金	552,747
土地	2,360,833	利 益 剰 余 金	24,516,207
建設仮勘定	142,229	利益準備金	148,863
無 形 固 定 資 産	52,787	その他の利益剰余金	24,367,343
投資その他の資産	11,923,570	配当積立金	500,000
投資有価証券	5,589,541	退職給与積立金	350,000
関係会社株式	1,941,113	建設準備積立金	1,000,000
関係会社出資金	4,200,012	研究開発積立金	1,000,000
その他の	206,790	公害防止準備金	500,000
貸倒引当金	△13,888	記念事業準備金	100,000
資 産 合 計	27,905,379	海外市場開拓準備金	1,500,000
		土地圧縮積立金	828,044
		建物圧縮積立金	75,914
		別途積立金	2,000,000
		繰越利益剰余金	16,513,384
		自 己 株 式	△1,981,165
		評価・換算差額等	1,542,378
		その他有価証券評価差額金	1,542,378
		純 資 産 合 計	25,211,502
		負 債 純 資 産 合 計	27,905,379

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		11,715,138
売上原価		8,950,818
売上総利益		2,764,320
販売費及び一般管理費		1,763,319
営業利益		1,001,000
営業外収益		
受取利息	372	
有価証券利息	1,909	
受取配当金	691,138	
為替差益	190,095	
その他	39,228	922,745
営業外費用		
休業費用	1,866	
保険解約損	529	
その他	133	2,528
経常利益		1,921,216
特別利益		
固定資産売却益	19	19
特別損失		
固定資産除却損	647	647
税引前当期純利益		1,920,589
法人税、住民税及び事業税	503,805	
法人税等調整額	△8,596	495,208
当期純利益		1,425,380

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 金 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合
当期首残高	581,335	552,747	148,863	23,312,165	23,461,029
当期変動額					
剰余金の配当				△370,202	△370,202
当期純利益				1,425,380	1,425,380
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	1,055,177	1,055,177
当期末残高	581,335	552,747	148,863	24,367,343	24,516,207

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当期首残高	△1,980,958	22,614,152	2,058,653	24,672,806
当期変動額				
剰余金の配当		△370,202		△370,202
当期純利益		1,425,380		1,425,380
自己株式の取得	△206	△206		△206
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△516,275	△516,275
当期変動額合計	△206	1,054,970	△516,275	538,695
当期末残高	△1,981,165	23,669,123	1,542,378	25,211,502

(注) 1. その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	配 当 積 立 金	退 職 給 与 金 積 立 金	建 設 準 備 金 積 立 金	研 究 開 発 金 積 立 金	公 害 防 止 金 準 備 金	記 念 事 業 金 準 備 金
当期首残高	500,000	350,000	1,000,000	1,000,000	500,000	100,000
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
建物圧縮積立金の取崩						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—
当期末残高	500,000	350,000	1,000,000	1,000,000	500,000	100,000

(単位：千円)

	海 外 市 場 開 拓 準 備 金	土 地 圧 縮 積 立 金	建 物 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
当期首残高	1,500,000	828,044	79,782	2,000,000	15,454,338	23,312,165
当期変動額						
剰余金の配当					△370,202	△370,202
当期純利益					1,425,380	1,425,380
建物圧縮積立金の取崩			△3,867		3,867	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						—
当期変動額合計	—	—	△3,867	—	1,059,045	1,055,177
当期末残高	1,500,000	828,044	75,914	2,000,000	16,513,384	24,367,343

2. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製品・原材料・仕掛品……………総平均法

商品……………移動平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

機械及び装置 10年

(2) 無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により発生の翌事業年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に鋸・刃物類の製造等による販売であり、顧客との契約に基づき製品等を引き渡す履行義務を負っております。原則として顧客が製品等を検収した時点において、支配が顧客に移転して履行義務が充足されたとし収益を認識しております。ただし、国内においては出荷時から顧客の検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出取引の場合には、貿易条件等に基づき、製品等を船積した時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売手数料を売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の売上高並びに販売費及び一般管理費はそれぞれ6,051千円減少しております。なお、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約損」(前事業年度は3,704千円)は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記して表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,953,812千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	1,304,254千円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	359,128千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
売上高	2,948,877千円
仕入高	4,360,911千円
営業取引以外の取引高	583,285千円
2. 通常の売買目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額	
売上原価	15,325千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	946,361株
------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	85,337千円
未払事業税	20,119千円
棚卸資産評価損	30,315千円
退職給付引当金	1,222千円
投資有価証券評価損	38,751千円
関係会社株式評価損	19,554千円
ゴルフ会員権評価損	21,450千円
その他	24,595千円

繰延税金資産小計	241,345千円
----------	-----------

評価性引当額	△113,220千円
--------	------------

繰延税金資産合計	128,125千円
----------	-----------

繰延税金負債

建物圧縮積立金	32,380千円
土地圧縮積立金	353,188千円
その他有価証券評価差額金	649,975千円
その他	7,281千円

繰延税金負債合計	1,042,826千円
----------	-------------

繰延税金負債の純額	914,701千円
-----------	-----------

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係
子 会 社	天 龍 製 鋸 (中 国) 有 限 公 司	所有 直接 100%	役員の兼任
	T E N R Y U A M E R I C A , I N C .	所有 直接 100%	役員の兼任
	TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.	所有 直接 100%	役員の兼任
	T E N R Y U E U R O P E G M B H	所有 直接 100%	役員の兼任
	天 龍 製 鋸 (大 連) 有 限 公 司	所有 直接 100%	役員の兼任

(単位：千円)

会 社 等 の 名 称	取 引 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
天 龍 製 鋸 (中 国) 有 限 公 司	製品・商品の販売	325,137	売 掛 金	81,762
	ロイヤルティ等	63,410	売 掛 金	16,660
	配当金の受取	500,000	—	—
	商品等の購入	2,732,350	買 掛 金 未 払 費 用	225,033 753
TENRYU AMERICA, INC.	製品・商品の販売	1,305,547	売 掛 金	472,052
	配当金の受取	59,408	—	—
TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.	製品・商品の販売	218,898	売 掛 金	131,015
	商品等の購入	1,115,449	買 掛 金	117,540
TENRYU EUROPE GMBH	製品・商品の販売	517,923	売 掛 金	295,840
天 龍 製 鋸 (大 連) 有 限 公 司	商品等の購入	511,877	買 掛 金	15,800
	増資の引受額	1,300,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

1. 製品・商品の価格については、市場価格及び総原価を勘案し、決定しております。
2. ロイヤルティについては、契約に基づいて決定しております。
3. 配当金については、当期純利益を基準とし内部留保とのバランスを考慮して決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 5,448円24銭
2. 1株当たり当期純利益 308円03銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

天龍製鋸株式会社
取締役会 御中

ときわ監査法人

静岡県浜松市

代表社員 公認会計士 河 俣 貴 之
業務執行社員

代表社員 公認会計士 鎌 田 将 行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、天龍製鋸株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、天龍製鋸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

天龍製鋸株式会社
取締役会 御中

ときわ監査法人

静岡県浜松市

代表社員 公認会計士 河 俣 貴 之

業務執行社員
代表社員 公認会計士 鎌 田 将 行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、天龍製鋸株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第169期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第169期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人ときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

天 龍 製 鋸 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 江 原 一 也 ㊞

社外監査役 丹 羽 俊 文 ㊞

社外監査役 大 庭 晋 一 ㊞

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第169期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。なお、当期も新型コロナウイルス感染症拡大により、監査役会による海外主要拠点（子会社）往査は実施を見合わせましたが、監査の実効性に支障を来すことがないよう、電話会議や書面による質疑等の代替的な対応を行いました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人とときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

天 龍 製 鋸 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 江 原 一 也 ㊞

社外監査役 丹 羽 俊 文 ㊞

社外監査役 大 庭 晋 一 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の配当金につきましては、「連結配当性向30%以上とすることを利益配分の基本方針といたしますが、その時々投資計画・資金調達・自己株式取得予定等を総合的に勘案し、配当額を決定いたします。」との配当方針に基づき、諸要素を総合的に勘案した結果、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金140円 総額647,843,840円

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新 設) (新 設)	(削 除) (電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (附則) 第1条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
かわしま た え 河 島 多 恵 (1979年4月22日)	2007年9月 弁護士登録 2007年9月 大石康智法律事務所入所 2014年8月 河島多恵法律事務所所長（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。なお、候補者が選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 河島多恵氏は社外取締役候補者であります。
4. 河島多恵氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経歴を通じて客観的、専門的な助言、監督等を行っていただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

当社は、2019年6月27日開催の当社第166期事業年度に係る定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）について、株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧プランの有効期間は、本総会の終結の時までとされています。

そのため当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、2022年5月13日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランを更新すること（以下「本更新」といい、更新にかかるプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

つきましては、当社定款第12条に基づき、本プランに利用するため、下記2.「提案の内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が高度な技術力及びブランド力を維持し企業価値を確保・向上させるためには、①熟練工をはじめとした個々の従業員の経験・ノウハウに基づく高度な技術力、②充実した安全管理・品質管理体制に基づく製品及び製造工程のクオリティの確保、③高度な技術力や仕入先・販売先をはじめとした取引先との信頼関係に基づくブランド力、並びに④役員・従業員が一体となった地元密着の経営体制を維持し、よりいっそう生かしていくことが必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の

企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があるとあり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等（注1）の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記1.(2)「本プランの目的」記載の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされております。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権

を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については（注2）のとおりです。）に従い、当社社外取締役等のみから構成される独立委員会（本更新時に予定されている独立委員会の委員は、別紙1「独立委員会委員略歴」のとおりです。）の客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①若しくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得若しくは③に該当する当社株券等に関する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注3）について、保有者（注4）の株券等保有割合（注5）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注6）について、公開買付け（注7）を行う者の株券等所有割合（注8）及びその特別関係者（注9）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(a)当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者（注10）若しくは特別関係者（以下、本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注11）を樹立するあらゆる行為（注12）であって、(b)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる

手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権（下記(e)①に定義されます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとしします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限りします。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出して頂きます。なお、当社は、必要に応じて、買付者等に対し買付説明書その他の情報の提供に期限を設定することがあります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注13）とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注14）
- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠
- ④ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

- ⑦ 当社の株主（買付者等を除く。）、従業員、顧客、取引先、地域社会等の当社に係る利害関係者に対する対応方針
 - ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求
独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。
 - ② 独立委員会による検討等
独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領してから適切な期間（原則として60日を上限とします。）が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下かかる独立委員会による情報収集及び検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。
独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。
買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。
- (e) 独立委員会の勧告
- 独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。
- ① 本プランの発動を勧告する場合
独立委員会は、買付等について、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事

情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施に際し、事前又は事後に当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討、協議・交渉等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記の(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)上記(e)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)当社取締役会が、本新株予約権無償割当て等を実施すべきと考える場合であって、取締役の善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施等に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、買付者等により十分な情報提供がなされたか否かに関する事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の各号に定める要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

(ア) 株券等を買占め、その株券等について当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為

(イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

(ウ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- (エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先、地域社会その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先、地域社会等との関係や当社の技術力・ブランド力を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要
本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- (a) 本新株予約権の数
本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
- (b) 割当対象株主
割当期日における当社の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。
- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。
- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円とします。
- (f) 本新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者（注15）、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者（注16）、(IV)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者（注17）（以下(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)項②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。
- ③ 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの（注18）を対価として交付することができます。また、当該新株予約権には、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合があります。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- (l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (5) 本プランの有効期間、廃止、修正及び変更

本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

- (6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2022年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

- (7) その他の事項

本プランの細目については、当社取締役会において定めることができるものとします。

- (注1) 当社は、2009年1月5日に株券電子化が実施されたことに伴い株券不発行会社となっておりますが、本プランにおいては、金融商品取引法の規定に準拠した記載をすることが明確性・客観性に資するという観点から、適宜、同法の規定に準拠して「株券等」の用語を使用しております。

- (注2) 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当

社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者の中から、これを選任することができるものとする。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

- ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定その他所定の事項を行う。

①本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施

②本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得

③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

- (注3) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注11) 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはこれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資

関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該株券等取得者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

(注12) 本文③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本文③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(注13) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

(注14) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含むことがあります。

(注15) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注16) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社株主総会又は当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注17) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(注18) 但し、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。例えば、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者

等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する当該新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内に限り行使することができることが定められることなどがあります。

別紙1

独立委員会委員略歴

本更新時の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

氏 名	略 歴
杉山 明喜雄	1957年10月25日生 1983年 9月 監査法人太田哲三事務所（現・EY新日本有限責任監査法人）入所 1991年12月 太田昭和監査法人（現・EY新日本有限責任監査法人）退所 1992年 1月 杉山明喜雄公認会計士事務所開設 2007年 6月 当社取締役役に就任（現任）

※杉山 明喜雄氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役です。

同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

氏 名	略 歴
丹羽 俊文	1955年12月25日生 1985年 2月 税理士登録 1993年 6月 当社監査役に就任（現任） 1999年 1月 丹羽俊文税理士事務所開設

※丹羽 俊文氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

氏 名	略 歴
大庭 晋一	1965年 4月24日生 2002年 7月 税理士法人大庭会計事務所（現・税理士法人すばる） 入所 2004年 2月 税理士登録 2010年 8月 税理士法人すばる 代表社員就任（現任） 2018年 3月 当社仮監査役に就任 2018年 6月 当社監査役に就任（現任）

※大庭 晋一氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。
 同氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

氏 名	略 歴
河島 多恵	1979年 4月22日生 2007年 9月 弁護士登録 2007年 9月 大石康智法律事務所入所 2014年 7月 大石康智法律事務所退所 2014年 8月 河島多恵法律事務所開設

※河島 多恵氏は、第3号議案「取締役1名選任の件」における社外取締役候補者です。
 同氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

以 上

メ モ

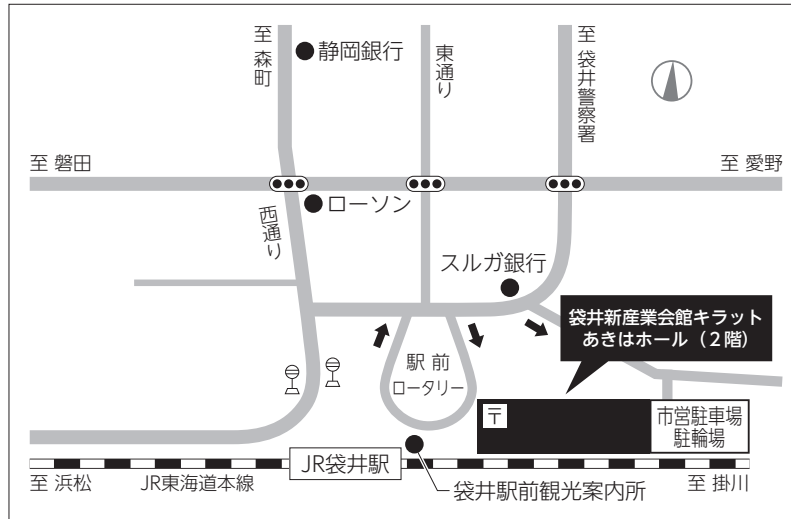
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：〒437-0023 静岡県袋井市高尾1129-1
袋井新産業会館キラット 2階 あきはホール
電話：（0538）31-2961



【交通機関】

JR袋井駅から → 秋葉口（北口） 徒歩1分

国道1号線から → 袋井警察署のある交差点を南へ3分

※市営駐車場のスペースには限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用くださいますよう、
お願い申し上げます。

【新型コロナウイルス等の感染防止に関するお知らせ】

多くの株主の皆さまがお集まりになる株主総会は新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されますので、
当社ではソーシャルディスタンス等を確保するなど感染防止に最大限努めたくて開催させていただきま
す。そのため、ご準備できるお座席も例年より少なくなっており、満席となった場合にはご入場をお断り
することもございますので予めご了承ください。また、感染防止のため、ご出席の株主さまへのお土産、
お飲み物の提供も取りやめさせていただきます。

**株主の皆さまにおかれましては、自他の健康と安全、感染予防の観点から、ぜひ、書面または電磁的方
法（インターネット）によって議決権の行使をしていただき、ご来場につきましては自粛していただきま
すようご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。**

株主の皆さまにはご不便、ご迷惑をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。なにとぞご了承
賜りますよう、お願い申し上げます。

